

長岡市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体監査を長岡市監査基準に準拠して実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

令和3年2月25日

長岡市監査委員	阿部隆夫
同	篠田弘成
同	野本直樹
同	酒井正春

1 監査の対象

長岡地域防犯協会

「長岡地域防犯協会補助金」

所管課：市民協働推進部市民課

森を愛する日実行委員会

「地域の宝磨き上げ事業補助金（森を愛する日事業）」

所管課：川口支所地域振興課

森・里・海をつなぐ川の会

「地域の宝磨き上げ事業補助金（森・里・海をつなぐ川の会事業）」

所管課：川口支所地域振興課

川口地域総代会

「地域の宝磨き上げ事業補助金（天神ばやし保存・継承事業）」

所管課：川口支所地域振興課

2 監査の範囲

令和元年度及び令和2年度に長岡市が交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

3 監査の期間

令和3年1月15日から1月29日まで

4 監査の実施内容

監査に当たっては、当該団体に対する補助金が適正に受け入れられ、かつ、補

助の目的・条件に従って支出されているかを検証するため、提出された書類について会計帳簿・証拠書類との照合のほか、必要と認めるその他の監査を実施しました。

5 監査の着眼点

監査の実施に当たっての主な着眼点は次のとおりです。

- (1) 補助金の公益上の必要性からみて、目的、内容は適正か。
- (2) 補助金交付の時期、手続きは適正であるか。
- (3) 事業計画・予算書、決算書と補助金申請書、実績報告書は符合するか。
- (4) 事業は交付条件に従って実施され、十分な効果があげられたか。
- (5) 定款・会計規程等の整備及び関係帳簿は整備されているか。
- (6) 会計経理、財産管理は適切か。領収書等の証拠書類は適正に管理されているか。

6 監査の結果

監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
長岡地域防犯協会 「長岡地域防犯協会補助金」 所管課：市民協働推進部市民課	適正に処理されていました。
森を愛する日実行委員会 「地域の宝磨き上げ事業補助金（森を愛する日事業）」 所管課：川口支所地域振興課	適正に処理されていました。
森・里・海をつなぐ川の会 「地域の宝磨き上げ事業補助金（森・里・海をつなぐ川の会事業）」 所管課：川口支所地域振興課	適正に処理されていました。
川口地域総代会 「地域の宝磨き上げ事業補助金（天神ばやし保存・継承事業）」 所管課：川口支所地域振興課	適正に処理されていました。